<0120A>

定　款

定款当初認証日：平成１３年４月１３日

特定非営利活動法人　日本こどものための委員会　定款

<0120A>

第1章　総則

（名称）

第1条　この法人は、特定非営利活動法人　日本こどものための委員会　という。なお英語名は、NPO Committee for Children, Japan という。

（事務所）

第2条　この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

第2章　目的及び事業

（目的）

第3条　この法人は、こどもたちが社会で健やかに育ち、真にいきいきと生活するには、おとなが社会性を身につけて良き模範となり、生育環境を整えることが重要であるという認識にたち、教育者、家族及び地域社会にたいして良質な教育プログラムを提供して、こどもの健全育成及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　こどもの健全育成を図る活動
(2)　社会教育の推進を図る活動
(3)　人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(4)　地域安全活動
(5)　まちづくりの推進を図る活動
(6)　保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(7)　国際協力の活動
(8)　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
(9)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第5条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

(1)　こどもの健全育成のための研修事業
(2)　こどもの健全育成のための出版事業
(3)　こどもの健全育成のための指導・相談事業
(4)　こどもの健全育成のための調査研究及び情報収集・提供事業
(5)　会報等の発行事業
(6)　その他第３条の目的を達成するための事業

第3章　会員

（種別）

第6条　この法人の会員は、次の４種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1)　運営会員　この法人の目的に賛同して運営にあたるために入会した個人。
(2)　活動会員　この法人の事業を実践するために入会した個人又は団体。
(3)　支援会員　この法人の目的に賛同し支援するために入会した個人又は団体。
(4)　名誉会員　この法人の目的に貢献した者として、理事会の議決を経て理事長が推挙した個人。

<0120A>

（入会）

第7条　運営会員、活動会員及び支援会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を理事長に提出するものとする。

2　理事長は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。

3　理事長は、第１項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は活動会員である団体が消滅したとき。

(3)　継続して１年以上会費を滞納したとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（入会金等の不返還）

第12条　既納の入会金及び会費は、返還しない。

第4章　役員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

(1)　理事　　３人以上１５人以内

(2)　監事　　１人以上３人以内

2　理事のうち、１人を理事長、１人以上３人以内を副理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において運営会員の中から選任する。

2　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

4　法第２０条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない。

5　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3　前２項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章　顧問

（顧問）

第20条　顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

2　顧問は、理事会に出席して意見を述べることができる。

第6章　総会

（種別）

第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第22条　総会は、運営会員をもって構成する。

（権能）

第23条　総会は、以下の事項について議決する。

<0120A>

(1) 定款の変更
(2) 解散及び合併
(3) 事業計画及び予算並びにその変更
(4) 事業報告及び決算
(5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(6) 入会金及び会費の額
(7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(8) 事務局の組織及び運営
(9) その他運営に関する重要事項

（開催）
第24条 通常総会は、毎年１回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 運営会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第26条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

（定足数）
第27条 総会は、運営会員総数の３分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）
第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した運営会員の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第29条 各運営会員の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。
3 前項の規定により表決した運営会員は、前2条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所
(2)　運営会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
(3)　審議事項
(4)　議事の経過の概要及び議決の結果
(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第7章　理事会

（構成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（理事会権能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1)　総会に付議すべき事項
(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項
(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1)　理事長が必要と認めたとき。
(2)　理事総数の２分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

（招集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

2　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第35条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第36条　理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の２分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。

2　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

2　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第38条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3)　審議事項

(4)　議事の経過の概要及び議決の結果

(5)　議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第8章　資産及び会計

（資産の構成）

第39条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立当初の財産目録に記載された資産

(2)　入会金及び会費

(3)　寄付金品

(4)　財産から生じる収益

(5)　事業に伴う収益

(6)　その他の収益

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業年度）

第42条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更正）

第45条　予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第46条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の措置）

第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章　定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2)　目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　運営会員の欠亡

(4)　合併

(5)　破産手続き開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

2　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の４分の３以上の議決を経なければならない。

3　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第３項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条　この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章　公告の方法

（公告の方法）

第52条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 11 章　事務局

（事務局の設置）

第53条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

（職員の任免）

第54条　事務局長及び職員の任免は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

（組織及び運営）

<0120A>

第55条　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章　雑則

（細則）

第56条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、下記のとおりとする。

（役職名）	（氏名）
理事長	楡木満生
副理事長	渡邉紀久子
理　事	原田いずみ
同	河村眞理子
監　事	渡邉一司
同	渡邉俊一

3. この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成１３年１０月３１日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から平成１３年８月３１日までとする
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、年に次に掲げる額とする。

①正会員	入会金３，０００円	年会費　５，０００円
②個人賛助会員	入会金２，０００円	年会費一口　３，０００円
団体賛助会員	入会金５，０００円	年会費一口１０，０００円

附則（平成２１年１１月６日）

1. この定款は、平成２２年３月１日から施行する。
2. この法人の平成２１年度（１０期）の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、平成２１年９月１日から平成２２年３月３１日までとする。

附則（平成２６年６月１５日）

1. この定款は、平成２７年４月１日から施行する。

附則（平成２８年６月１９日）

1. この定款は、平成２８年７月１日から施行する。

附則（令和１年６月１６日）

1. この定款は、令和１年６月１７日から施行する。